

日常生活用具種目一覧

○身体障害者・児

平成 28 年 4 月 1 日現在

品目	対象者(障害の種別及び程度については身体障害者手帳への記載を要す)	耐用年数	備考
特殊寝台 (訓練用ベッドを含む)	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	8 年	学齢児以上
特殊マット	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	3 歳以上で、常時介護を要する人に限る
特殊尿器	下肢または体幹に係る障害程度が 1 級の人	5 年	学齢児以上で、常時介護を要する人に限る
入浴担架	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	3 歳以上で、入浴にあたり家族等の介助を要する人に限る
体位変換器	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	学齢児以上で、下着交換等にあたり、家族等の介助を要する人に限る
移動用リフト	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	4 年	原則 3 歳以上
訓練いす(児のみ)	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の障害児	5 年	3 歳以上
入浴補助用具	下肢または体幹機能障害が記載され入浴に介助を要する人	8 年	原則 3 歳以上
便器	下肢または体幹に係る障害程度が 2 級以上の人	8 年	学齢児以上
頭部保護帽	下肢または体幹機能に係る障害程度が 2 級以上の人で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	3 年	
T 字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行の際に杖を必要とする人	3 年	
歩行支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害があり家庭内の移動において介助を必要とする人	8 年	原則 3 歳以上
特殊便器	上肢に係る障害程度が 2 級以上の人	8 年	学齢児以上
火災警報器	身体障害者手帳の障害程度が 2 級以上の人	8 年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、一世帯につき 2 台を限度とする
自動消火器	身体障害者手帳の障害程度が 2 級以上の人	8 年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	視覚に係る障害程度が 2 級以上の人	6 年	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚に係る障害程度が 2 級以上の人	10 年	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の人(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	10 年	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で、自己連続携行式腹灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	5 年	原則 3 歳以上で、在宅透析として CAPD を行う人
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体に障害がある人で、必要と認められる人	5 年	学齢児以上
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体に障害がある人で、必要と認められる人	5 年	学齢児以上
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人	10 年	
酸素吸入器	昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」の 3 に掲げる疾患に罹患している者又は昭和 62 年 7 月 9 日付け児母衛第 22 号厚生省児童家庭局母子衛生課長通知の別紙「小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾病一覧」に掲げる疾患に罹患している児童で、医師の意見書により給付の必要性が認められるもの。	5 年	
携帯トイレ	肢体にかかる障害程度が 1 級または 2 級の人	5 年	
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	学齢児以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
視覚障害者用体重計	視覚に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	学齢児以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚に係る障害程度が 2 級以上の人	5 年	学齢児以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	心臓機能障害または呼吸器機能障害 3 級以上であって、必要と認められる人	5 年	

人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー（充電器及びインバータを含む。）	在宅で人工呼吸器を使用する人	5年	いずれか1種目
携帯用会話補助装置	音声機能障害もしくは言語機能障害または肢体不自由の人であって、発声・発語に著しい障害を有する人	5年	学齢児以上
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害2級の重度重複障害者であって、必要と認められる人	6年	
点字器	(標準型)視覚障害者であって、点字を打つことが可能な人	7年	
	(携帯用)視覚障害者であって、点字を打つことが可能な人	5年	
点字タイプライター	視覚に係る障害程度が2級以上の人	5年	本人が就労もしくは就学しているか、または就労が見込まれる人に限る
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚に係る障害程度が1級または2級の人	6年	学齢児以上
視覚障害者用活字文章読上げ装置	視覚に係る障害程度が2級以上の人	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	視覚に係る障害があつて、本装置により文字等を読むことが可能になる人	8年	原則学齢児以上
視覚障害者用時計	視覚に係る障害程度が2級以上の人で、主に情報の入手を点字によつて視覚障害者	10年	音声時計は手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または、発声・発語に著しい障害を有するものでコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年	学齢児以上
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	
人工喉頭	(笛式)喉頭を摘出した人	4年	
	(電動式)喉頭を摘出した人	5年	
パーソナルコンピュータ	上肢又は言語・上肢複合の障害程度が1級又は2級であつて、文字を書くことが困難なもので、原則として学齢児以上のもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	—	点字図書館等に設置(学齢児以上)
点字図書	主に、情報の入手を点字によつて視覚障害者	—	障害者等点字図書給付事業実施要綱による
ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)	(蓄便袋)腹部に人工肛門を造設した人		(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券を1枚交付すること。 (2) 限度額の範囲内で1ヶ月に必要とする額の2倍(2ヶ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。 (3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。
紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	(蓄尿袋)腹部に人工膀胱を造設した人		
	(紙おむつ)身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する3歳以上の者 ア、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することが出来ない人 イ、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿または排便障害のある人 ウ、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で必要と認められる人 エ、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿または排便の意思表示が困難な者で必要と認められる人		
収尿器	排尿障害により収尿器を必要とする人	1年	簡易型は採尿袋20枚を1組とする
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であつて障害程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	—	学齢児以上 障害者等住宅改修費給付事業実施要綱による

○知的障害者・児

平成 28 年 4 月 1 日現在

品目	対象者 (障害の程度については療育手帳への記載を要す)	耐用 年数	備考
頭部保護帽	知的障害の程度が重度と判定された人(てんかんの発作により頻繁に転倒する者)	3 年	
特殊便器	知的障害の程度が重度と判定された人(原則として学齢児以上)	8 年	学齢児以上
特殊マット	知的障害の程度が重度と判定された人(原則として 3 歳以上)	5 年	3 歳以上で、常時介護を要する人に限る
火災警報器	知的障害の程度が重度と判定された人 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8 年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、一世帯につき 2 台を限度とする
自動消火器	知的障害の程度が重度と判定された人 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8 年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	知的障害の程度が重度と判定された人	6 年	視覚障害者、知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

○難病患者等

平成 28 年 4 月 1 日現在

品目	対象者	耐用 年数	備考
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8 年	
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5 年	
特殊尿器	自力で排尿できない者	5 年	
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5 年	
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者	4 年	
訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障害のある者	8 年	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8 年	
便器	常時介護を要する者	8 年	
歩行支援用具	下肢が不自由な者	8 年	
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8 年	学齢児以上
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8 年	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	5 年	
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5 年	学齢児以上
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	5 年	
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者	—	障害者等住宅改修費給付事業実施要綱